

農村負債整理のついでに農村当局の要求は次の如く決定してゐる。

- 一、地方財政調整交付金制度実現
 - 二、重要農産物の運賃引下げ
- 他に於て、政府は不法因循及煽動取締法を作つて、資本と土地の独占に対する救の力を抑圧せんとしてゐる。

全国農民組合活動

土地と小作料に對して

一、地主の土地取上手段は直接的、暴力的な傾向が強く、長事は前にも述べたが、その代表的な争議は宮城の檜浦争議である。争議団を結成して以来一ヶ月、反動の檜浦耕地整理組合、大嶺産米振興組合六十名と青田を扶んで難關を争つた。この争議も概生地區論動員の大衆行動、村政革新、村組の改組運動に村民の憤激を指導するに及んで遂に調停の勝利解決した。檜浦争議に於ける村組と農家振興組合、概生争議に於ける自力更生会、志田争議に於ける農家組合等々、農村に於ける産米組合運動一般の反動化が注目される。この種の産米運動の反動化は従来は單なる反動化とは全く別の意義を持つ。産米運動の資本主義修正の意識の上下に立つる又産米運動と云はねばならぬ。

二、概生争議の終結後、地主は従来の小作人に対して耐作権料の提供、米穀米計帳簿法、小作料引上（八斗を一石一斗に）等を要求し、小作人が之をきかなかつた事をい、事として、他の小作人と割合ひの小作調停契約をなし、従来の小作人の入附禁止の処分をやつて小作人の耕地権を奪取せんとした。かやうな悪辣な地主戦術はかつて見なかつたものである。新潟縣政はこれを社会問題化して紛争した。然るに、地主は非常に困難であり、吾々は直接的には事実上の右有を對抗すると共に、他才政治的に簡単に土地を取上げさせぬ運動をやらねばならぬ。

三、千葉縣八街の大鐘争議に於て、調停和解條項の不履行による土地取上強制執行に對して、裁判所が執行文を下附して執達吏がこれを執行する迄の間、その停止命令とするに成功した。土地は家庭と違つて、知りぬ向にどしどし執行されるし、且つ執行されれば以上は組織の勢力でない限り、これを粉砕することは非常にむづかしい。執行前の停止獲得の新戦術は、法律的には尚ほ研究すべき点があるが、これによつて吾々は今後の争議に於て有利となつたわけである。この戦術の實行にあつては、地主が申請したかどうか、裁判所が執行文を下附したかどうか、敵情偵察の正確と迅速を必要とする。

四、收農土木の美名にかくれ、土地取上に対する金銭争議は八月中旬調停の結果遂に小作料二割三介規額、將來は二割を減額することを條件に解決した。この争議ではデモもやり糾弾もやつたが効目なく調停にかりてかりも、土地の侵襲保護のバックラッシュを恐れた。土地会社に対する争議は、地主の介裂を